



山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外 (25)

目 次

告 示

山形県公文書公開実施要綱の一部改正..... 1

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程..... 2

告 示

- 山形県告示第327号
- 山形県企業局告示第1号
- 山形県病院事業局告示第1号
- 山形県教育委員会告示第4号
- 山形県選挙管理委員会告示第51号
- 山形県監査委員告示第1号
- 山形県人事委員会告示第2号
- 山形県地方労働委員会告示第1号
- 山形県収用委員会告示第1号
- 山形海区漁業調整委員会告示第2号
- 山形県内水面漁場管理委員会告示第2号

- 県告示第1155号
- 県企業局告示第2号
- 県教育委員会告示第14号
- 県選挙管理委員会告示第97号
- 県監査委員告示第1号
- 県人事委員会告示第7号
- 県地方労働委員会告示第1号
- 県収用委員会告示第1号
- 県海区漁業調整委員会告示第1号
- 県内水面漁場管理委員会告示第1号

山形県公文書公開実施要綱 平成4年10月

により告示の一部を次のよ

うに改正し、施行した。
平成15年4月1日

山 形 県 知 事	高 橋 和 雄
山 形 県 企 業 管 理 者	細 野 武 司
山 形 県 病 院 事 業 管 理 者	横 山 紘 一
山 形 県 教 育 委 員 会 委 員 長	安 孫 子 博

山形県選挙管理委員会委員長	安	部	敏
山形県代表監査委員	櫻	井	薫
山形県人事委員会委員長	古	澤	茂
山形県地方労働委員会委員長	濱	田	宗
山形県収用委員会会長	高	山	克
山形海区漁業調整委員会会長	齋	藤	辰
山形県内水面漁場管理委員会会長	設	楽	作
			巳

第2条中「、企業管理者」を「、企業管理者、病院事業管理者」に改める。

附則第2項第2号中「永年」を「30年」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 3 平成15年3月31日以前に知事がした公開等決定その他の行為(以下「決定等」という。)のうち同年4月1日現在その効力を有する決定等で、同日以後において病院事業管理者の権限に属することとなる事務(以下「病院事業管理者の事務」という。)に係るもの又は同日現在知事に対してなされている申請その他の行為(以下「申請等」という。)で、病院事業管理者の事務に係るものは、同日以後においては、病院事業管理者がした決定等又は病院事業管理者に対してされた申請等とみなす。
- 4 知事に対して届出その他の手続きをしなければならない事項のうち平成15年3月31日以前にその手続きがされていないもので、病院事業管理者の事務に係るものについては、同年4月1日以後においては、病院事業管理者に対してその手続きがされていないものとみなす。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第50号

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月1日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部 敏

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会規程(昭和32年3月県選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第15条の3第3項中「主査」を「専門員」に改める。

第15条の4第7項を次のように改める。

- 7 専門員は、上司の命を受けて特定事項を処理する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。